

該当箇所	御意見	対応
1 全般	世界のE S G投資は2020年で35兆ドルで、全運用資産の1/3を超えるまでになっていることに触れるべきであると思います。	御意見の趣旨を追記いたします。
2 全般	3 国内外の環境分野の状況の変化 (1) 気候変動内について 「…日本は2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で46%の削減目標を表明するなど、…」(目的語の「を」が2つ重なっているので文章整理) ↓ (修文案) 「…日本は2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で46%削減するとの目標を表明するなど、…」 または、 「…日本は2030年度の温室効果ガスの排出量に関し2013年度比で46%の削減目標を表明するなど、…」	「日本は2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で46%削減するとの目標を表明するなど」と修正します。
3 全般	3 国内外の環境分野の状況の変化 (4) 生物多様性について 今年COP15が開催されるので、そこでのトピックも織り交ぜながら追記するのが良いと思います。	「生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)」の開催について記載を追記します。
4 全般	第3章「長期的な目標」で、「目標を掲げます」とありますが…。「…なっています」「…暮らしています」「同時解決が図れ、持続可能な社会が形成されています」という表現、目標は達成済ということなのでしょうか？	当該記述は、21世紀半ばに本県が目指す将来像を記載したものです。
5 全般	新規施策をダイレクトに測る指標設定は難しく、特に気候変動対策について少ないと感じます。資源生産性、再生可能エネルギーの普及率など次の計画策定に向けて、施策をはかる指標設定について継続して検討していただきたいです。新規の建物におけるZ E H率、太陽光発電設備を載せている率も考えられます。	気候変動対策の指標については、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律において、再エネ利用促進等の施策の実施に関する目標を都道府県の地方公共団体実行計画に追加することが求められており、次期環境基本計画策定後に行う実行計画の見直しに合わせて検討します。
6 1 気候変動対策の推進	国の環境政策が大きく動いている中で、県としてどのように基本計画を策定するのが重要で、少なくとも国の動きと齟齬がないようにする必要がありだと思います。秋に国の温暖化対策計画が策定された後、来年2月に本基本計画が策定されるので、県として、脱炭素社会実現への道筋を示すには、施策指標について一段の工夫は必要かと思います。指標の数値が動かしがたいなら、例えば、長期的な目標に向けた方向性に「2050年カーボンニュートラルに向けて、温室効果ガス排出量がこれまでのトレンドを上回って着実かつ顕著に減少しています」等の一文を加える、また今後目標を設定しなおすことについて予告、布石を計画本文に記載していただきたいと思っています。	2026年度の目標は、現行の県の地球温暖化対策実行計画をベースとすると20%削減となりますが、地球温暖化対策推進法改正を踏まえた現時点での見通し可能な国の施策を反映して24%以上削減としています。なお、国の動きと整合を図るため、「地球温暖化対策計画」の改定後、次期環境基本計画期間中(2022年度から2026年度)に目標値を再設定する予定です。また、委員の御意見を踏まえ、長期的な目標に向けた方向性の文中に、「温室効果ガスの排出量が着実に減少しています。」と追記いたします。
7 1 気候変動対策の推進	小委員会が出た先進的な意見を書き込みしてほしいと思いますが、なかなか難しいことも承知しています。	県の姿勢として、長期的な目標の最初の項目に、温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会づくりを掲げています。上位計画である5か年計画との整合を図りながら、次期環境基本計画の策定を進めていきます。
8 1 気候変動対策の推進	温室効果ガス排出量の数値目標については、裏付けが重要なので、計画期間中に国の新たな方向等が示されたら、それを参考に見直しいただければと思います。	次期環境基本計画策定後の見直しにおいては、改定される国の「地球温暖化対策計画」など、今後示される国の政策を踏まえ、裏付けのある高い目標設定に向けて検討を進めます。
9 1 気候変動対策の推進	カーボンニュートラル社会の実現には現在の目標は物足りないという意見は小委員会でもありました。見直しの際は、野心的に目標を設定していただきたいと思っています。	

該当箇所	御意見	対応
10 1 気候変動対策の推進	<p>(1) 現状と課題について ヒートアイランドが気温上昇の原因と単純に言ってよいのでしょうか。 都内から熱の移流、気温の高い気流の移流、日本海側から流れ込む気流によって生じるフェーンなども絡むかと思えます。単純ではないと思えますし、ヒートアイランドが原因と決めつけるのは如何なものでしょうか。</p>	<p>以下のとおり記載を修正します。 「地球温暖化に加え、首都圏のヒートアイランド現象の影響により、日本の平均と比べて気温の上昇幅が大きくなっています。また、内陸に位置し、フェーン現象の影響を受けやすいため、夏季日中の最高気温が高くなる傾向にあります。」</p>
11 1 気候変動対策の推進	<p>(2) 長期的な目標に向けた方向性について 太陽光に関する記載で「地域住民の理解のもと…自然と共生した設置」と修正していただきましたが、たとえ自然破壊型のソーラーでも、地域住民が賛成して広い意味で環境に共生していると思えば設置できる…と解釈されかねない文言かと思えます。自然へのダメージが回避されることが一番重要ですので、前回提案した通り「環境と生物多様性を損なわない施設」と明記した方がよいと思えます。 根拠→地球温暖化の推進に関する法律の一部改正する法律案に対する附帯決議</p>	<p>以下のとおり記載を修正します。 「地域の住民の安心・安全、生物多様性の保全などに配慮された、地域の実情に応じた太陽光発電の設置が進んでいます。」</p>
12 1 気候変動対策の推進	<p>E V・P H Vなど電動車の普及促進については、2030年にP H Vを含め販売禁止とする動きも世界にはある中で、普及促進にP H Vを含めるのはいかがかと思えます。またP H Vではなくより幅広く使用されているP H E Vと記載してはと思います。</p>	<p>国のグリーン成長戦略では、電動車の定義を電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、ハイブリッド自動車（HV）としているため、PHVを含めるものとします。また、PHVについて一部メーカーではPHEV（プラグインハイブリッドEV）と表記されておりますが、現状ではグリーン成長戦略でPHVを使用しているためPHVと記載します。なお、今後表記について、動向を見極めていきます。</p>
13 1 気候変動対策の推進	<p>E V・P H Vなど電動車の普及促進については、事業者向けの取組が中心で商用車が主に対象となっておりますが、指標では乗用車が対象となっております。国のグリーン成長戦略には小型商用車の目標について記載があるので、参考にするとうよいと思えます。県民向け、事業者向けの取組を切り分けて分かり易く示していただければと思います。</p>	<p>電動車の普及に関して、事業者向けの取組を中心としているわけではありません。事業者、地方自治体、県民に対する普及促進を働きかけるとともに、自動車メーカーに車種の拡充を働きかけるものです。なお、御意見を踏まえ、文言の加筆を行いました。また、小型商用車については電動車の車種が乗用車以上に少なく現状で目標にするには難しいため、乗用車とします。</p>
14 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	<p>これは国レベルで考えていただくことかもしれないが、廃棄しやすい、再利用しやすい製品づくりが不可欠。ゴミ出しをしていて、これは不燃物、これは資源ゴミ、これは可燃物、その区別が難しい、煩雑なケースが多々あります。製品に色分けしたマークを付けることを義務化しては如何でしょうか。</p>	<p>マークの義務化に関しては国や業界団体が対応するものと考えます。ごみの仕分けについては市町村と連携し住民等への周知を図っていきたいと思えます。</p>
15 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	<p>グリーン購入について、可能なものはすべて進めるといった方向で考えてはどうでしょうか。</p>	<p>グリーン購入について率先して進めることに加え、調達率の向上に努める旨、追記しました。</p>
16 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	<p>サーキュラーエコノミーの考え方があまり入っていないと思えます。ごみを減らす社会づくりに向けては修理の情報も必要で、「ごみを減らすライフスタイルの普及促進」でも修理について触れるべきであると思えます。</p>	<p>家具などを修理し販売している市町村もあり、ごみを減らす社会づくりには、国や市町村等の関係機関との連携が重要となることから御意見を踏まえ「ごみを減らすライフスタイルの普及促進」を以下のとおり修正します。 「家庭からのごみの排出量削減のため、県民一人ひとりがごみの排出を抑制するための工夫や実践を行うよう、企業や市町村と連携して3R講座を積極的に開催するとともにホームページやイベント等様々な機会をとらえ、普及啓発を行います。また、家庭ごみの削減に向けた市町村や関係機関などが各々取り組む先進的事例を収集し、市町村にフィードバックするなど、市町村の取組を支援します。」</p>

該当箇所	御意見	対応
17 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	<p>廃棄物処理業界のイメージアップと人材育成について、エッセンシャルワーカーの記載について賞賛することが伝わるような表現にするとともに、取組の表彰についても検討していただければと思います。</p>	<p>以下のとおり、記載を修正します。 「廃棄物の処理は県民の日常生活に欠かすことのできないものであり、廃棄物処理業は社会経済システムに必要なエッセンシャルワーカーとしての役割を果たしていることから、廃棄物処理業における優れた取組を表彰するなど、業界における優秀な人材の確保や育成を促進します。産業廃棄物処理業を環境産業へとステージアップするため、3S運動によるイメージアップ、廃棄物処理の効率化・高度化等に資する新技術の活用への取り組みます。」</p>
18 3 みどりの保全と創出	<p>(1) 現状と課題について 「したがって、「みどり」を自然の多様な機能を活用する「グリーンインフラ」として、その創出・保全・活用の強化・充実を図り、…」 (目的語の「を」が3つ重なって読みにくいので) ↓ (修正案) 「したがって、自然の多様な機能を活用する「グリーンインフラ」として、「みどり」の創出・保全・活用の強化・充実を図り、…」</p>	<p>御意見を踏まえ以下のとおり修正します。 「多様な機能を活用する「グリーンインフラ」としても、「みどり」の創出・保全・活用の強化・充実を図り、持続可能で魅力ある地域づくりを進める必要があります。」</p>
19 3 みどりの保全と創出	<p>(ii) 身近な緑の創出として園庭の芝生化とありますが、時代にあっていないように思います。実際に園庭に整備される面積はごくわずかで、ヒートアイランド現象の解消というようなレベルではないと思います。幼少期からの「触れ合い」という意味でも園庭や校庭では、芝生でなくビオトープを推進すると良いと思います。</p>	<p>芝生化の効果については、H30年度にドローン等を用いた調査を行い、一定の緩和効果があることを確認していますが、御意見を踏まえ、ヒートアイランド現象に係る記述は削除します。芝生には、自然と触れ合うという教育効果のほか、怪我の軽減等の健康効果もあることから園庭校庭への導入を推進するものです。ビオトープについては今後研究してまいります。</p>
20 4 生物多様性の保全	<p>生物多様性の保全が自然共生社会の軸であるが、みどりの保全と創出から始まる目的が読みとれません。まず、生物多様性の保全があって、みどり、川等の保全があるのがよいと思います。現在見直されている国家戦略でも、第一に語られているのは、個々の生物等ではなく、生態系の保全・再生という観点です。現在の案の生物多様性は野生生物の保護管理に特化しているという懸念があります。表現の修正でも可能かもしれませんが、生物多様性の保全を置いて、環境の多様性をどう保全・創出していくのかという観点で、みどりの保全と創出、生物多様性の保全があったらよいと思います。また、生物多様性の保全としてまとめるなら、その中に、みどりの保全地域や川や水循環における生態系の保全からの観点の記載を入れ込むべきと思います。県の生物多様性保全戦略では、まとまりやつながりという目標設定がされているので、環境ごとにぶつ切りにしないよう検討をお願いします。</p>	<p>本県の特色の一つである貴重なみどりを守るため、「ふるさと埼玉の緑を守る条例」の制定（昭和54年）、「彩の国みどりの基金」の創設（平成20年度）など、様々な取組を進めてきた経緯がありますので、自然共生社会づくりの初めの施策の方向に「みどりの保全と創出」を位置付けたところです。 御意見を踏まえ、「施策の方向4 生物多様性の保全」にその前提となる生態系の保全に関する取組を追記し、その中で緑や川の取組を記載し、以降の恵み豊かな川との共生と水環境の保全につながる形にしました。</p>
21 4 生物多様性の保全	<p>(2) 「希少野生生物の保護」とありますが、「希少種をはじめ、地域在来の動植物」というような、普通種も含まれていることがわかる表記がいいと思います。その後の(3)(i)◇2つ目、市民団体等の場所の記載も同様です。</p>	<p>御意見のとおり、(2)「希少野生生物の保護」を「希少種や在来種の動植物の保護」と修正し、(3)(i)「◇県民による自然環境保全活動の推進」の「希少動植物種の保全活動に取り組む団体への」を「希少種や在来種の動植物の保全活動に取り組む団体への」と修正します。</p>
22 4 生物多様性の保全	<p>(3)(ii) 現行の環境基本計画では「オオタカの営巣地の調査」「ムサシトミヨ」等具体的に種名を挙げての記載となっているので、そのようにした方がよいと思います。</p>	<p>御意見のとおり、(3)(ii)に「ムサシトミヨなどの希少野生動植物種の」と種名を追記します。</p>
23 4 生物多様性の保全	<p>現行の県生物多様性保全戦略に「希少野生動植物種の指定や希少野生動植物保護区の設置について検討を進める努力をする」とあるので、その記載もここにあった方がよいと思います。</p>	<p>「(3)今後の施策と主な取組(ii)希少野生動植物などの保護の推進」において、保護すべき種や保護区の指定等にかかる調査を行う旨を記載しております。</p>

該当箇所	御意見	対応
24 4 生物多様性の保全	指標の一つは特別緑地保全地区や公有地の面積を出していくと良いと思います。たしかご回答で別の場所にまとまって記載があるというようなことだったかと思います。ただ、地区・地域に指定され、その後の開発の懸念がなく、生物多様性が担保されるのは特別緑地保全地区、および公有地化なので、抽出して掲載することに意味があります。	特別緑地保全地区、および公有地化を関連取組として位置付けました。指標についての再掲はしないこととしました。
25 4 生物多様性の保全	もう一つの指標として、実効性のある認知度向上のためにも、県が各市町村の生物多様性地域戦略の作成を促し、作成状況を掲載した方が良いと思います。	生物多様性地域戦略の立案は自治体ごとに判断されるものですが、市町村へは、生物多様性基本法において、生物多様性地域戦略策定の努力義務が規定されていることを周知していきたいと考えます。
26 4 生物多様性の保全	野鳥における鳥インフルエンザなどの対策の実施については、イノシシの豚コレラについても対策を行っているので、野生鳥獣の取組にしてはどうでしょうか。	「イノシシの不審死について、豚熱（CSF）等の感染症が疑われる場合は、感染拡大防止及び早期収束に向けて、家畜衛生を担当する県関係機関・国・市町村と連携して対応します。」と追記します。
27 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全	この川の部分でどのように流域治水を進めるかを記載した方がよいと思います。文言としては「流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献する」を入れると良いと思います。 根拠→流域治水関連法の特定都市河川法で、流域治水を進める上での付帯決議	「グリーンインフラ」は、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能な魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものであることから、流域治水に限定して記載するのではなく、川の取組全体と関連させて記載することがより適切と考えます。 そこで、(2)長期的な目標に向けた方向性に記載し、施策の方向3の「みどりの保全と創出」も含め、関連する主な取組に「グリーンインフラ」に係る記載を追加しました。
28 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全	非かんがい期の農業用水路を通水とありますが、越谷、岩槻、熊谷、川越などキタミソウが出現する場所があります。そのような特殊な場所ごとの臨機応変な対応はしていただけるのでしょうか。わざわざ文章にして環境基本計画に掲載する必要はないかもしれませんが、確認といいますが、意見として述べておきます。	非かんがい期に通水する農業用水路のうち、すでにキタミソウの出現が確認されている瓦曾根溜井付近と青柳堰付近については、地元の意向を踏まえた通水を行っています。 非かんがい期に通水する農業用水路（葛西用水路、見沼代用水路等）において、非かんがい期の農業用水路への通水は冬期中川・綾瀬川流域の水質改善を目的に取り組んでおり個別の動植物に対応するものではありませんが、新たにキタミソウの出現が確認された場合は、適宜必要な調整を行います。
29 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全	アスベスト台帳の作成は難しいと聞いていますが、台帳がないと災害時の対応が難しいので、建築部局との連携について記載されるとよいと思います。	建築部局との連携について記載いたします。
30 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	土砂の不法堆積について取り組んでいくこと、強いメッセージ発信を計画に記載すべきであると思います。	以下のとおり、施策の方向6に記載を追加します。
31 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	熱海で問題になった盛り土も残土処分、廃棄物不法投棄という側面もあり、そのあたりは放射性廃棄物同様、『廃棄の仕方』に注意が必要です。また盛り土などによって地形が改変され、水の流れが変わった時などにも注意が必要です。熱海の場合には山津波が直線上の谷を流下したことも被害を大きくしたかもしれません。県内に不安定な盛り土、またその中に廃棄物が含まれている所はないでしょうか。今回の事故発生を踏まえて、何らかの形でこの基本計画に盛り込まれる必要はないのでしょうか。P19 ページが全てでしょうか。	◇土砂の不適正なたい積の防止 県民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与するため、「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき、崩落事故等につながる土砂の不適正なたい積を防止し、適正な監視・指導に取り組みます。
32 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり	(i) 環境と共生する持続可能な地域づくりの推進の、コンパクトなまちづくりについては、2040年を見据え、地域包括ケアシステムについて触れるとよいと思います。	「施策の方向8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり」の現状と課題に、地域包括ケアシステムに係る記載を追記します。

該当箇所	御意見	対応
33 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり	「(iii) 環境の保全と創造に取り組む県民、企業、市民団体などとの交流・連携」とありますが、これは「(ii)」でしょうか。(ii)が見当たりません。もしそうであれば、(iv)は(iii)でしょうか。	番号の誤りです。以下のとおり修正します。 (iii) → (ii) (iv) → (iii)
34 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり	「施策指標」の枠内1行目 ・「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」は、固有名詞的な事業名でしょうか。もしそうであるならば、「彩の国資源循環工場」、「さいたま緑のトラスト運動」、「SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト」などと同様に、「」を付けたほうが分かりやすいのではないのでしょうか。 ・併せて、同プロジェクトがどのようなものなのか、用語集で説明しておく必要があるのではないのでしょうか。	埼玉版スーパー・シティプロジェクトは固有の事業名ですので、「」をつけ対応します。また、用語集で説明を行います。
35 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり	・「彩の国ロードサポート制度」及び「彩の国環境大学」も、4.と同様に、「」をつけ、用語集で説明しておいたほうがよいのではないのでしょうか。	彩の国ロードサポート制度及び彩の国環境大学について、「」をつけ対応します。また、用語集で説明を行います。
36 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり	(iii)全体についてです。自然学習センター、さいたま緑の森の博物館、狭山丘陵いきものふれあいの里センター、三峰ビジターセンターなど、県の関連施設でivに記載されていることと同様の機能を持つ施設がたくさんあるので、今一度整理のうえ、記載された方が県民の皆さんに広く知れ渡ることになり、よろしいかと思いました。	「4 生物多様性の保全 (i) 生物多様性保全の全県展開◇自然公園の保全や自然ふれあい施設の利用促進」及び「8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり (iii) 環境を守り育てる人づくり◇自然体験など様々な機会における環境学習の実施」に「自然学習センターなどの自然ふれあい施設」と、具体的な施設名を追記しました。